

【資料 11】

鹿 児 島 海 区
漁業調整委員会資料
令和 8 年 1 月 30 日

【議題 11】

漁業法第 90 条に基づく資源管理の
状況等の報告について（報告）

漁業法第 90 条に基づく資源管理の状況等の報告について

1 資源管理の状況等の報告

- ・漁業権者は、1年に1回以上当該漁場の活用状況等を知事に報告しなければならない（漁業法第90条第1項）。
- ・知事は、海区漁業調整委員会に対し報告を受けた事項について報告をする（漁業法第90条第2項）。

2 報告の内容（法令で定められている事項）

- ・漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況（法律）
- ・漁場の活用の状況（法律）
- ・漁業権の種類及び免許番号（省令）
- ・報告の対象となる期間（省令）
- ・資源管理に関する取組の実施状況（省令）
- ・操業日数，漁獲量その他の漁場の活用の状況（省令）
- ・団体漁業権（共同漁業権及び漁協に免許している区画漁業権）にあつては，組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況（省令）
- ・その他必要な事項（省令）

※ 法令においては報告事項が定められており，様式の定めはない。

3 今回報告を求めた内容

(1) 報告対象

県内の全ての漁業権者

(2) 報告対象の期間

各漁業権者における直近の事業年度（12 か月間）

(3) 報告様式

当課作成様式にて報告（報告様式は水産庁様式例を基に作成）

(4) 提出依頼

令和7年4月9日

(5) 提出期限

令和7年7月18日

(根拠法令)

漁業法（昭和 24 年 12 月 15 日）（法律第 267 号）（抜粋）

（資源管理の状況等の報告）

第 90 条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第 26 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

（指導及び勧告）

第 91 条 都道府県知事は、漁業権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導するものとする。

1 漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき。

2 合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指導した者が、その指導に従っていないと認めるときは、その者に対して、当該指導に係る措置を講ずべきことを勧告するものとする。

3 前 2 項の規定により指導し、又は勧告しようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。

（報告徴収等）

第 176 条 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、漁業に関して必要な報告を徴し、又は当該職員をして漁場、船舶、事業場若しくは事務所に臨んでその状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、当該職員をして他人の土地に立ち入って、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害となる物を移転し、若しくは除去させることができる。

3 前二項の規定により当該職員がその職務を行う場合には、その身分を証明する証票を携帯し、要求があるときはこれを提示しなければならない。

漁業法施行規則（昭和 25 年農林省令第 16 号）

（資源管理の状況等の報告）

第 28 条 法第 90 条第 1 項の規定による報告は、当該都道府県知事が定める方法により、1 年に 1 回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

2 法第 90 条第 1 項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

1 漁業権の種類及び免許番号

2 報告の対象となる期間

3 資源管理に関する取組の実施状況

4 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況

5 団体漁業権にあっては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況

6 その他必要な事項

3 法第 90 条第 2 項の規定による海区漁業調整委員会への報告は、前項の報告に係る事項に関する意見を付して、1 年に 1 回以上行うものとする。

資源管理の状況等の報告（令和6年度）

漁業権者 (漁協名・支所)	漁場番号 (鹿共)	組合員行 使権者数 (人)	資源管理状況等			漁場 活用 状況	漁獲量 (t)	漁獲 金額 (千円)
			行使規 則取組 実績	資源維持, 増殖等取り 組み	その他 取組			
				①マダイ・ヒラメ等放流 ②藻場造成 ③増殖対策（魚礁等） ④禁漁期間，禁漁区域 ⑤有害生物の駆除		○：活用 ×：非活用 △：休止等	第1種～第3種の合算	
東町	1	297	○	①③④		○	非公表	
北さつま	長島	2	104	○	①②③	○		
	出水	3	67	○	①②	○		
	黒之浜	4	71	○	①⑤	○		
	阿久根	5・7	79	○	①⑤	○		
	西目	6	31	○	①③⑤	○		
	阿久根・ 西目	8	50	○	④	○		
川内市	8	255	○		漂着物，漂流物処理 密漁監視活動	○		
	9	255	○	⑤	漂着物，漂流物処理 密漁監視活動	○		
	10	266	○	⑤	漂着物，漂流物処理 密漁監視活動	○		
甑島	里	11	121	○	①④	○		
		1001~ 1002	0			△		
	上甑	12	41	○	①④⑤	密漁監視活動，体験学習		○
		13	42	○	④			○
	鹿島	1003	0					△
		14	41	○	①④			○
下甑	1014~ 1044	0	○			△		
	羽島	15	59	○		密漁監視活動，藻場造成調査協力		○
501		9	○			○		
串木野市	16	44	○	①②③④⑤		○		
	502~504・ 506	50	○	④		○		
市来町	18	29	○	①②⑤		○		
	508~514	20	○	①②⑤		○		
江口	19	60	○	①②④	密漁監視活動，体験学習	○		
吹上町	20	32	○	④		△		
加世田	21	60	○	②	海岸清掃	○		
	515~524	0	○			△		

漁業権者 (漁協名・支所)	漁場番号 (鹿共)	組合員行 使権者数 (人)	資源管理状況等			漁場 活用 状況	漁獲量 (t)	漁獲 金額 (千円)
			行使規 則取組 実績	資源維持, 増殖等取り 組み	その他 取組			
笠沙町	22	25	○	①③	密漁監視活動	○	非公表	
	24	7	○		密漁監視活動	○		
	25	1	○	①③		○		
坊泊	29	102	○	①④		○		
	1004	102				△		
枕崎市	30	30	○	①②④		○		
かいゑい	31	8	○	①③		○		
	32	82	○	①③		○		
	33	54	○	①③		○		
	525~528	81	○	①③		○		
	1005	1	○			○		
山川町	33・34	63	○	①,②,③	出前授業	○		
	529~530	63	○	①,②,③	出前授業	○		
	1006~1008	63	○	①,②,③	出前授業	○		
指宿	35	57	○	①②③④⑤		○		
	36	83	○	①②③④⑤		○		
	531~538	140	○	①②③④⑤		○		
	1009~1010	57	○	①②③④⑤		○		
谷山	38	66	○	①③④	漁業体験	○		
鹿児島市	39	144	○	①④	海岸清掃	○		
	48・49	113	○	①④	海岸清掃	○		
	558	0		-	-	△		
三島村	64	15	○	①②③	体験学習	○		
	65	20	○	①②③	体験学習	○		
	66	33	○	①②③	体験学習	○		
十島村	67	16	○	③, ④		○		
	68	27	○	③, ④		○		
	69	58	○	③, ④		○		
	70	17	○	③, ④		○		
	71	10	○	③, ④	研修受入	○		
	72	10	○	③, ④	研修受入	○		
	73	11	○	③, ④	研修受入	○		
	74	22	○	③, ④		○		
	75	22	○	③, ④		○		
宇治漁連	76	4,812人 17漁協	○			○		

漁業権者 (漁協名・支所)	漁場番号 (鹿共)	組合員行 使権者数 (人)	資源管理状況等			漁場 活用 状況			
			行使規 則取組 実績	資源維持, 増殖等取り 組み	その他 取組				
錦江	43	128	○	①③④	体験放流	○	非公表		
	44	128	○	①④		○			
牛根	46	4	○	①	密漁監視活動	○			
	546・547	0		-	-	△			
東桜島	47・50	108	○	①②④	密漁監視活動	○			
	548~549	108	○			○			
垂水市	51	507	○	①		○			
	550~554	542							
鹿屋市	52	22	○	①⑤	密漁監視活動, 体験学習	○			
	569~577	22							
ねじめ	54	73	○	①	密漁監視活動	○			
内之浦	57	36	○	①④	密漁監視活動	○			
	58	108	○	①④	密漁監視活動	○			
高山	59	62	○	①③④⑤	体験学習	○			
	584	62	○	①③④⑤	体験学習	○			
東串良	60・61	16	○	①④		○			
志布志	62・63	53	○	①④		○			
県漁協	串木野 市島平	17	25	○	①②⑤	密漁監視活動			
		505~507	25	○	①②⑤	密漁監視活動			
	野間池	23	121	○	①④				○
	秋目	26・27	22	○	①③④		○		
	久志	28	50	○	①②③④		○		
	喜入町	37	70	○	①②③④	密漁監視活動	○		
		539~544	68	○	①②③④	密漁監視活動	○		
	錦海	40~42	112	○	①②③④		○		
	福山町	45	31	○	①③	種苗放流体験	○		
	大根占	53	23	○	①②⑤	料理体験学習, 海岸清掃	○		
	佐多	55	17	○	①③④	密漁監視活動	○		
		1011・1012	1	○	①③④	密漁監視活動	○		
	佐多岬	56	138	○	①		○		
582		4	○	①		○			
1025		2	○	①		○			

資源管理の状況等の報告（令和6年度）

- ①漁場改善計画に基づく漁場環境調査・モニタリング
- ②適正養殖の取組・漁場管理
- ③漁場周辺の清掃活動
- ④体験学習・出前授業等

漁業権者 (漁協名・支所等)	漁場番号 (鹿特)		組合員行使権者数 (延数)	免許台数 (台)	行使台数 (行使量)	資源管理状況等		生産量 (t)	生産額 (千円)
						行使規則 取組実績	その他 取組		
東町	魚	1~33	197	2,170	2,170台	○	①②③④	非公表	
	の	1~52	208	—	9,746枚	○	①③④		
	わ	1~5	18	—	20m×360台 50m×10m	○	③④		
	ひじ	8・9・10	1	—	50m×10本	○	③④		
	母(垂)	1・2	2	—	20吊(2段)12個	○	③④		
	ひ(垂)	1~13	38	—	20吊(2段)76個	○	③④		
	あ(垂)	1~9	15	—	750吊	○	③④		
か(垂)	1~17	11	—	2,000枚(筏4連/1吊)	○	③④			
北さつま	長島	魚	34~41	17	190	190台	○		①③
		の	53~58	18	—	1470枚	○		③
		ひ(垂)	1~13	38	—	3本(80m×200個)	○		③
		あ(垂)	1~9	15	—	250個 (1.5m×1.5m×0.3m)	○		③
		か(垂)	18~20	5	—	1,200個 (5連×240セット)	○		③
	出水	の	59	7	—	1,224枚	○		①③
黒之浜	わ	7	1	—	1本	○			
川内市	の	60・61	—	—	実績なし				
	わ	8	4	—	50m×5本	○			
甑島	里	魚	42	3	20	3台	○	①②	
		か(垂)	21	2	—	2,000個(丸カゴ)	○	①②	
	上甑	魚	43・44	1	922	922台	○	①②③	
		の	75	—	—	実績なし			
	鹿島	魚	45・46	5	22	6台	○	②	
	か(垂)	22・23	1	—	実績なし				
串木野市	わ	9	1	—	100m×1本	○	③		
江口	わ	10	12	—	100m×4本	○	③④		
笠沙町	魚	47	2	104	75	○	①②		
	か(垂)	23	1	—	30個(カゴ)	○	②		
坊泊	魚	56~58	1	228	228台	○	①②		
かい糸い	魚	59	1	9	2台	○	①②③		
山川町	魚	60	2	130	130台	○	①②		
指宿	魚	61・62	1	111	111台	○	①②③		
	の	62	3	—	50枚	○	②③		
	わ	11	3	—	100m×3本	○	②③		
	ひじ	2	—	—	実績なし				
谷山	わ	13・14	2	—	100m×2	○			
	ひじ	3	—	—	実績なし				

漁業権者 (漁協名・支所 等)	漁場番号 (鹿特)		組員行 使権者数 (延数)	免許台数 (台)	行使台数 (行使量)	資源管理状況等		生産量 (t)	生産額 (千円)
						行使規則 取組実績	その他 取組		
鹿児島市	魚	64~66	1	260	260台	○	①②③	非公表	
	わ	15	1	—	1,000m以内	○	②③		
	ひじ	4	2	—	1,000m以内	○	②③		
	ひ(垂)	17・18	5	—	2,000m以内(生簀4台)	○	②③		
	か(垂)	25~28	9	—	2,000m以内(生簀4台)	○	②③		
錦江	わ	19~22	13	—	100m×13本	○	③		
	ひじ	12~15	—	—	実績なし				
	あ(地)	3~7	2	—	150枚	○	③		
牛根	魚	71~74・104	7	656	643台	○	①③		
	か(垂)	30	1	—		○	③		
東桜島	魚	75~80	5	364	364台	○	①②		
	わ	25	—	—	実績なし				
垂水市	魚	84~88	39	607	607台	○	①②		
	わ	25~29	6	—	100m×6	○			
	ひじ	7~11	3	—	100m×3	○			
鹿屋市	魚	89・90	9	432	432台	○	①②③ ④		
	わ	30~32	0	2	100m×8	○			
ねじめ	魚	94~98	10	168	168台	○	①②		
内之浦	魚	101・102	3	450	176台	○	①		
高山	魚	103	1	48	42台	○	①②		
志布志	わ	33	2	—	1m×1本	○			
	か(垂)	35~36	—	—	実績なし				
県漁協	野間池	魚	48~51	4	86	86台	○	①②	
	久志	魚	52~55	1	160	160台	○	①②	
	喜入町	魚	63	1	72	72台	○	①②	
		の	63~66	2	—	36枚	○		
		わ	12	1	—	100m×1本	○		
		ひ(垂)	16	1	—	5連	○		
		あ(地)	8・9	2	—	300袋	○		
	錦海	魚	67	1	66	66台	○	①②③ ④	
		わ	17~19	15	—	100m×19本	○	③④	
		ひ(垂)	19・20	5	—	500カゴ			
		あ(地)	1~2	5	—	735枚	○	③④	
	福山町	魚	69・70	1	32	32台	○	③	
		わ	23	1	—	200m	○	③	
		か(垂)	29	1	—	10,000個	○	③	
	大根占	魚	91~93	2	63	63台	○	①②	
	佐多	魚	99	1	60	60台	○	③	
	佐多岬	魚	100	1	24	24台	○	①	
ひ(垂)		17	1	—	実績なし				
か(垂)		33~34	1	—	実績なし				

漁業権者	漁場番号 (鹿特)		組合員行 使権者数 (延数)	免許台数 (台)	行使台数 (行使量)	資源管理状況等		生産量 (t)	生産額 (千円)
						行使規則 取組実績	その他 取組		
(株)拓洋	魚	68	-	180	180台	○	①②	非公表	
鹿児島大月真珠養殖(株)	鹿区	1~4	-	-	7基	○			
(株)和田真珠	母(垂)	3・4	-	-	100m×15本 120m×23本 200m×10本	○	③		
	鹿区	5	-	-	100m×15本 120m×23本	○	③		

資源管理の状況等の報告（令和6年度）

①目合いの制限 ②自主的な網揚げの実施
 ③種苗放流の実施 ④体験学習・出前授業等
 ⑤漁場周辺の清掃作業

漁業権者	漁場番号 (鹿定)	資源管理状況等		操業 日数	漁獲量 (t)	漁獲金額 (千円)
		漁業関係法令の 遵守	その他の取組			
甑島漁協	1	○	①②	50	非公表	
甑島漁協	2	○	①②	45		
中村 源郎	3	○	①②	52		
橋野 浩朗	4	○	①②	103		
(有)マル昌水産	5	○	①②	52		
(有)マル昌水産	6	○	①②	63		
青瀬漁業生産	7	○	③⑤	192		
青瀬漁業生産	8	○	③⑤	81		
染川水産(株)	9	○	①④⑤	202		
(有)高根漁業	10	○	①③	179		
立石漁業(株)	11	○	①③	114		
(有)濱崎商店	12	○	①②③	123		
かいゑい漁協	13	○	①②③	204		
(有)清丸水産	14	○	①③⑤	263		
(有)清丸水産	15			実績なし		
神田崇志外5名	16	○	②③⑤	156		
(株)岸良水産	17	○	①②③⑤	114		
(株)潮路	18	○	①②③④⑤	277		
吐合浩一郎	19	○	①②③④⑤	268		
内之浦漁協	20	○	①②③④⑤	290		
津代 裕介	21	○	①②③④⑤	247		
(有)昌徳丸	22	○	①②③④⑤	258		
高山漁協	23	○	①③⑤	227		
高山漁協	24	○	①③⑤	268		
網代鼻漁業(株)	25	○	①②③	27		

※非公表（報告あり）